## ○金融庁告示第九号

預金保険法 (昭和四十六年法律第三十四号) 第百三十九条第一項及び附則第十五条の四の二第二項第五号

の規定に基づき、 新設分割設立 金融機関 等の株式  $\mathcal{O}$ 他の 金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該新

設 分割 設立· 金 融 機関等の業務の 健全か つ適切が な運営を確保するために必要な事項として金融庁長官及び 財 務

号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (平成二十六年三月六日) から適用する。

金融商品取引法等の一

部を改正する法律

(平成二十五年法律第四

十五

大臣が定めるものを次のように定め、

平成二十六年三月五日

金融庁長官 畑中龍太郎

財務大臣 麻生 太郎

新設分割設立金融機関等 (預金保険法附則第十五条の三第一項第二号に規定する新設分割設立金融 機関

等をいう。次号において同じ。)の経営体制の整備

一 新設分割設立金融機関等の経営計画の策定